

## 令和3年度公共用水域水質測定計画の変更点

※下線は環境基準点**1 群馬県**

- ① ローリング調査対象河川（一部調査項目）の変更。
- ② 碓氷川上流（中瀬橋）、桐生川上流（観音橋）で、  
トリハロメタン生成能の測定回数を年1回→0回に変更（隔年実施）。
- ③ 利根川上流3（関越自動車道下）の廃止。
- ④ 利根川上流3（坂東橋下）の廃止。

**2 利根川上流河川事務所**

- ① 利根川中流（坂東大橋）で、  
カドミウム、全シアン、六価クロム、総水銀の測定回数を年6回→1回に変更。  
1,4-ジオキサンの測定回数を年2回→1回に変更。  
硝酸性窒素、亜硝酸性窒素の測定回数を年12回→2回に変更。  
アンモニア性窒素の測定回数を年12回→2回に変更。
- ② 利根川中流（上武大橋）、利根川中流（刀水橋）で、  
カドミウム、全シアン、六価クロム、総水銀の測定回数を年2回→0回に変更。  
砒素の測定回数を年6回→1回に変更。  
硝酸性窒素、亜硝酸性窒素の測定回数を年12回→1回に変更。  
アンモニア性窒素の測定回数を年12回→1回に変更。
- ③ 利根大堰  
カドミウム、全シアン、六価クロム、総水銀の測定回数を年6回→1回に変更。  
砒素の測定回数を年6回→2回に変更。  
1,4-ジオキサンの測定回数を年2回→1回に変更。  
硝酸性窒素、亜硝酸性窒素の測定回数を年12回→2回に変更。  
トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、  
ダイアジノン、フェニトロチオン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、フェノブカルブ、  
イプロベンホス、クロルニトルフェン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシルの測定回数を  
年1回→0回に変更。

**3 渡良瀬川河川事務所**

- ① 渡良瀬川上流・渡良瀬川1（赤岩用水取水口）、渡良瀬川2（葉鹿橋）、渡良瀬川3（渡良瀬大橋）で、  
カドミウム、全シアン、六価クロム、総水銀の測定回数を年2回→1回に変更。
- ② 渡良瀬川上流・渡良瀬川1（赤岩用水取水口）で、  
硝酸性窒素、亜硝酸性窒素の測定回数を年12回→2回に変更。
- ③ 渡良瀬川2（葉鹿橋）で、  
1,3-ジクロロプロペン、1,4-ジオキサン、チウラム、シマジン、チオベンカルブの測定回数を  
年2回→1回に変更。

- ④ 渡良瀬川3（渡良瀬大橋）で、1,4-ジオキサンの測定回数を年2回→1回に変更。

#### 4 利根川ダム統合管理事務所

- ① 利根川上流3（岩本）で、

カドミウム、全シアン、六価クロム、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、*trans*-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチエレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレンの測定回数を年2回→0回に変更。  
鉛、砒素、ふっ素、ほう素の測定回数を年2回→1回に変更。

- ② 利根川上流3（群馬大橋）で、

pH、DO、BOD、SS、透視度を年28回→24回に変更。  
カドミウム、全シアン、六価クロム、総水銀の測定回数を年6回→1回に変更。  
PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、*trans*-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチエレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレンの測定回数を年2回→1回に変更。  
鉛、ふっ素の測定回数を年6回→2回に変更。

- ③ 利根川上流3（岩本）、利根川上流3（群馬大橋）で、EPNの測定回数を年2回→0回に変更。  
藤原ダム貯水池（藤原湖）、相俣ダム貯水池（赤谷湖）、菌原ダム貯水池（菌原湖）で、EPNの測定回数を年1回→0回に変更。

#### 5 高崎河川国道事務所

- ① 烏川下流（高松）で、

カドミウム、鉛の測定回数を年6回→1回に変更。  
全シアン、六価クロム、総水銀の測定回数を年6回→0回に変更。

- ② 烏川下流（柳瀬橋（岩鼻））

カドミウム、全シアン、六価クロム、総水銀の測定回数を年6回→0回に変更。  
鉛、砒素の測定回数を年6回→1回に変更。

- ③ 烏川下流（岩倉橋）

カドミウム、全シアン、六価クロム、総水銀の測定回数を年6回→1回に変更。  
鉛、砒素の測定回数を年6回→2回に変更。  
トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、*p*-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトルフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、モリブデン、アンチモンの測定回数を年1回→0回に変更。

- ④ 神流川2（藤武橋）

カドミウム、全シアン、六価クロム、総水銀の測定回数を年6回→1回に変更。

鉛、砒素の測定回数を年6回→2回に変更。

⑤ 神流川3 (神流川橋)

カドミウム、全シアン、六価クロム、砒素、総水銀の測定回数を年6回→1回に変更。

鉛の測定回数を年6回→2回に変更

イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、E P N、ジクロルボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトルフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモンの測定回数を年1回→0回に変更。

6 前橋市

- ① 端気川 (柳橋) の廃止。
- ② 赤城白川 (姫百合橋) の廃止。

7 桐生市

- ① 別表1の測定月を4月、7月、10月、2月から5月、7月、11月、2月に変更。
- ② 別表2の測定月を4月、7月から5月、7月に変更。

8 渋川市

- ① ローリング調査対象河川 (一部調査項目) の変更。

9 水資源機構沼田総合管理所・水資源機構下久保ダム管理所・水資源機構草木ダム管理所・高崎市・伊勢崎市・太田市・館林市・藤岡市・富岡市・安中市・板倉町

- ① 令和2年度計画から変更なし。